

答申第 1156 号

諮問第 1817 号

件名：特定の警察安全相談等・苦情取扱票に関して、どのように改善に努めているかわかる文書の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 6 年 8 月 2 日付けで行った開示請求に対し、知事が同月 13 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分内容及び理由

##### ア 事実経過

##### (ア) 行政文書開示請求の受付

令和 6 年 8 月 2 日に審査請求人が愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）を訪れ、審査請求人に係る警察安全相談等・苦情取扱票に係る文書の開示を求める趣旨の行政文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）を提出したことから処分庁はこれを受け付けた。

この開示請求書には行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項として警察安全相談等・苦情取扱票（整理番号稲沢：〇）のとおりに私は要望・意見を伝えた。そのことを本部会計課に情報提供されているが、稲沢署としてどのように改善に努めているかわかる文書（請求日現在 稲沢署で管理するもの）と記載されていた（以下、この記載の行政文書開示請求のことを「本件開示請求」

という。)

(イ) 本件請求対象文書の調査

本件請求対象文書は、「私」である審査請求人が警察安全相談等・苦情取扱票（受理日時：令和6年5月8日、整理番号稲沢：○（以下「本件取扱票」という。））の申出者であることを前提とし、本件取扱票の申出者（審査請求人）から聴取した要望・意見について、稲沢警察署がどのように対応しているのかが記載された文書となる。

すなわち、本件開示請求で、審査請求人が開示を求めるのは、審査請求人自身が本件取扱票の申出者であるとした上で、本件取扱票に係る相談への対応結果が記載された行政文書である。

(ウ) 行政文書不開示決定

処分庁は、本件開示請求につき、本件請求対象文書の存否を明らかにすることにより、条例第7条第2号に規定する個人情報を開示することとなるため、条例第10条の「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」に該当するとして、本件処分を行った。

イ 本件処分の理由

本件処分の理由となる条例第7条第2号及び条例第10条該当性は以下のとおりである

(ア) 条例第7条第2号本文該当性

a 条例第7条第2号本文は、個人情報を「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しており、これを不開示情報としている。

b 本件開示請求に含まれる「私」は、審査請求人個人を特定していることから、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文に規定する不開示情報である個人情報に該当する。

そして、当該特定個人が本件取扱票に係る相談を行った事実の有無及びその相談内容についても、同号本文に規定する不開示情報である個人情報に該当し、当該個人情報を前提とした本件請求対象文書の有無についても、同号本文に規定する不開示情報である個人情報に該当

する。

(イ) 条例第 7 条第 2 号ただし書該当性

本件取扱票の相談者氏名、相談内容等の本件開示請求に係る個人情報  
は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報では  
ないため、条例第 7 条第 2 号ただし書イには該当せず、さらに、同号た  
だし書ロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

(ウ) 条例第 10 条該当性

a 条例第 10 条は、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを  
答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、  
当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否するこ  
とができる。」と規定している。

b 本件開示請求は、上述のとおり不開示情報である個人情報を前提と  
した上で、本件取扱票に係る相談への対応結果が記録されている行政  
文書の開示を求めるものであり、本件請求対象文書が存在しているか  
否かを答えるだけで、条例第 7 条第 2 号に規定する不開示情報を開示  
することとなることから、条例第 10 条の「当該行政文書の存否を明ら  
かにしないで、当該開示請求を拒否することができる」場合に該当す  
る。

(エ) 本件処分の正当性

情報公開制度は、何人に対しても、目的は問わず行政文書の開示請求  
を認めていることから、開示請求者本人から当該本人に関する情報の開  
示請求があった場合でも、開示請求者の属性や個人的な事情を問うこと  
なく、開示・不開示の判断を行うこととなる。

すなわち、不開示情報の該当性は、開示請求者の属性等に関わらず、  
当該開示請求の対象となった情報の内容によってのみ判断するものであ  
るから、たとえ開示請求者が当該情報の関係者であったとしても、開  
示・不開示の判断に影響するものではない。

よって前記(ア)、(イ)及び(ウ)のとおり、本件請求対象文書の存否を答  
えるだけで不開示情報を開示することになるから、本件請求対象文書の  
存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した本件処分は適正である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は本件取扱票に記載されている要望・意見の内容が個人識別  
性のないものである旨主張しているようであるが、本件開示請求は本件取  
扱票の申出者が審査請求人本人であることを前提とする開示請求であって、  
本件取扱票の対応結果が記録されている行政文書の開示を求めるものであ  
ることから、請求対象となる文書の存否を答えた場合、本件取扱票の相談  
者氏名等の個人情報を公にすることとなる。

これが条例第 7 条第 2 号及び第 10 条に該当することは上述のとおりであ

るため、本件処分に誤りはなく、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、本件取扱票における審査請求人の要望・意見について、稲沢警察署がどのように改善に努めているのかが記載された文書であると解される。

(2) 条例第 10 条該当性について

ア 処分庁は、本件請求対象文書の存否自体の情報が、条例第 7 条第 2 号により保護すべき情報に当たり、条例第 10 条に該当すると決定している。そこで、本件請求対象文書の存否自体の情報の条例第 7 条第 2 号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において、本件開示請求書の行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を確認したところ、請求内容に「警察安全相談等・苦情取扱票（整理番号稲沢：○）のとおり私は要望・意見を伝えた」と記載されていることから、本件開示請求は、審査請求人が本件取扱票の申出者であることを前提として、処分庁が作成又は取得した文書の開示を請求するものであると認められる。

そうすると、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、審査請求人が本件取扱票における申出者であるか否かという個人に関する情報を明らかにするのと同様の結果を生じさせるものと認められる。

よって、本件請求対象文書の存否自体の情報は条例第 7 条第 2 号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

さらに、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、本件請求対象文書の存否自体の情報は条例第 7 条第 2 号に規定する不開示情報であると認められる。

ウ 以上により、本件請求対象文書の存否自体の情報を明らかにすることは、条例第 7 条第 2 号に規定する不開示情報を開示することとなることから、処分庁が条例第 10 条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

警察安全相談等苦情取扱票（整理番号稲沢：○）のとおり私は要望・意見を伝えた。そのことを本部会計課に情報提供されているが、稲沢署としてどのように改善に努めているかわかる文書  
（請求日現在 稲沢署で管理するもの）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6.12.4	諮問（弁明書の写しを添付）
7.7.18 (第710回審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
7.8.20 (第711回審査会)	審議
7.9.29	答申